

米政策改革の更なる推進

【平成19年度概算決定額：

米政策改革推進対策 1,909(1,541)億円】

（うち一般会計分 1,619(1,541)億円

特別会計分 290(0)億円

対策のポイント

米政策改革を更に推進するための新たな対策を構築します。

これにより、19年産からスタートする新たな米の需給調整システムの定着を図ります。また、売れる米づくりと水田農業の構造改革を進めます。

(米づくりの本来あるべき姿とは)

- ・ 担い手が、市場を通じて需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、米の安定的供給が行われていく「消費者重視・市場重視の米づくりの姿」を、平成22年度に実現することを目指しています。

(新たな米の需給調整システムとは)

- ・ この「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、農業者・農業者団体が国・都道府県から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して生産を実行していく「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」に、19年産から移行することとしています。

政策目標

平成22年度に「米づくりの本来あるべき姿」を実現

< 内容 >

1. 需要に応じた米づくり・産地づくりの促進(産地づくり対策) 別紙1

(1) 産地づくり交付金

地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。これにより、地域の特色ある水田農業の展開を図ります。

【定 額】

【産地づくり交付金 19年産 132,669(140,808)百万円】

(19年度 132,669(140,808)百万円)

(2) 新需給調整システム定着交付金

当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進します。これにより、新たな需給調整システムの下での円滑な取組を支援します。

【定 額】

【新需給調整システム定着交付金 19年産 15,000(5,000)百万円】

(19年度 15,000(5,000)百万円)

(3) 稲作構造改革促進交付金

別紙2

担い手以外の生産者に対しても米の価格下落等の影響を緩和するための支援を行います。また、担い手へ集積される場合は加算が受け取れるようにします。さらに、産地の需給改善に向けた取組に対しても支援できるようにします。これにより、米の需要に応じた生産の誘導と担い手への集積を促進します。

【定 額】

【稲作構造改革促進交付金（特会） 19年産 29,030(0)百万円】
(19年度 29,030(0)百万円)

2. 水田の飼料作物生産の振興

別紙3

地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、飼料生産振興に直接結びつく取組を支援します。これにより、水田における効果的な生産の振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

【定 額、補助率1/2以内】

【耕畜連携水田活用対策 19年産 5,404(6,208)百万円】
(19年度 5,404(6,208)百万円)

3. 地域協議会等の体制強化

対策の実施主体であり、地域の調整機関でもある都道府県協議会及び地域協議会に対する必要な支援を行います。これにより、新たな米の需給調整システムへの円滑な移行のための体制の強化を図ります。

【定 額】

【水田農業構造改革対策推進交付金 19年産 1,732(2,126)百万円】
(19年度 1,732(2,126)百万円)

4. 過去の生産実績がない案件等への対応

別紙4

【定 額】

【担い手経営革新促進事業 19年産 7,100(0)百万円】
(19年度 7,100(0)百万円)

このほか、18年産に係る所要額を措置（稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び麦・大豆品質向上対策（大豆分））。

[担当課：総合食料局食糧部計画課（03-3501-3798（直））]

米政策改革の更なる推進に伴う産地づくり対策

【平成19年度概算決定額：

産地づくり対策 1,767(1,458)億円】

対策のポイント

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。

(産地づくり対策とは)

- ・ 地域自らの発想・戦略により、水田農業の将来方向を明らかにした「地域水田農業ビジョン」に基づき、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成します。
- ・ たとえば、有機栽培や地産地消への取組など水田を活用した作物の産地づくりや、農地の流動化、生産の組織化・法人化など担い手の育成に向けた取組を支援します。

政策目標

平成22年度の「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、
水田農業の構造改革を推進

<内 容>

1. 地域の特色ある水田農業の展開

地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。これにより、地域の特色ある水田農業の展開を図ります。 【定 額】

【産地づくり交付金 132,669(140,808)百万円】

2. 地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進

当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進します。これにより、新たな需給調整システムの下での円滑な取組を支援します。

また、一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて、都道府県別配分の見直しを行うものとします。 【定 額】

【新需給調整システム定着交付金 15,000(5,000)百万円】

3. 米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産の誘導と担い手への集積の促進

担い手以外の生産者に対しても米の価格下落等の影響を緩和するための支援(国の算定単価：4,000円/10a)を行います。また、担い手へ集積される場合は加算(国の算定単価：3,000円/10a)が受け取れるようにします。さらに、産地の需給改善に向けた取組に対しても支援できるようにします。(地域段階であらかじめ取り決めることにより、産地づくり交付金への融通が可能。)これにより、米の需要に応じた生産の誘導と担い手への集積を促進します。 【定 額】

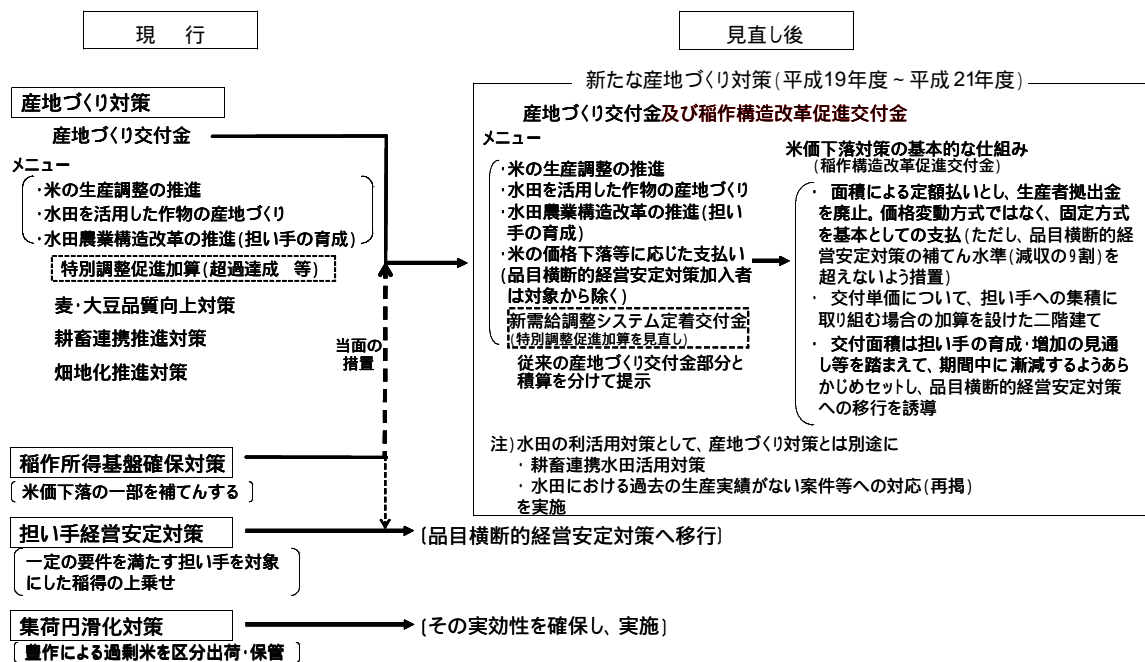
【稲作構造改革促進交付金(総合食料局) 29,030(0)百万円】

< 事業実施主体 >

1. 都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会
2. 都道府県水田農業推進協議会
3. 都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

[担当課：生産局農産振興課 (0 3 - 3 5 9 1 - 8 7 3 3 (直))]

米政策改革推進対策の見直し



稲作構造改革促進交付金（新規）

【平成19年度概算決定額：290（0）億円】

対策のポイント

品目横断的経営安定対策に加入していない者を対象として、生産調整のメリット措置を講じます。

（稲作構造改革促進交付金とは）

平成19年産から、米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、新たな需給調整システムへ移行することを踏まえ、当面の措置として、需要に応じた米の生産を行う担い手以外の者を対象に生産調整のメリット措置を講じるものです。

政策目標

平成22年度の「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、水田農業の構造改革を推進

<内容>

1. 事業の概要

- ・ 生産調整に取り組む担い手以外の生産者に対し、米の価格下落等の影響を緩和するための補てんを行います。また、担い手への集積を行う場合には補てんに加算を行います。（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業）
- ・ 地域であらかじめ取り決めることにより、産地づくり交付金への財源の融通が可能です。（産地づくり特別加算事業）
- ・ 財源の一部については、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用することが可能です。（流通改善対策促進事業）

2. 稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業

米の価格下落等の影響を緩和するため、生産者に対して、あらかじめ地域協議会ごとに設定した助成単価による補てんを行います。

（注1）品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の補てん水準（減収の9割）を超えないよう措置。

（注2）補てん後に交付金が残った場合、翌年度以降の補てんに上乗せして使用することはできない。

(1) 助成対象者

生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。（ただし、品目横断的経営安定対策の加入者を除きます。）

(2) 助成単価等

地域協議会は、都道府県協議会からの配分額、助成対象見込面積等を勘案の上、あらかじめ10a当たりの助成予定単価（基本部分、担い手集積加算）を決定します。

(3) 担い手集積加算

地域協議会は、あらかじめ対象とされた水田が、2年以内に、品目横断的経営安定対策の加入者に集積された場合、補てん金に加算を行います。

3. 産地づくり特別加算事業

地域協議会の判断により、稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の財源を産地づくり特別加算事業として活用することを通じて、産地づくり交付金への財源の融通を可能としています。

(注) 産地づくり交付金から稲作構造改革促進交付金への融通はできない。

4. 流通改善対策促進事業

稲作構造改革促進事業の財源の一部については、都道府県段階の判断を踏まえ、翌年の生産調整の自主的な拡大を前提に、持越在庫の保管経費等への支援に活用することを可能としています。

(1) 支援対象

産地の翌年秋（10月頃）の未契約分の米穀

(2) 支援単価

4,000円/ト

5. 事業実施主体

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

6. 事業実施期間

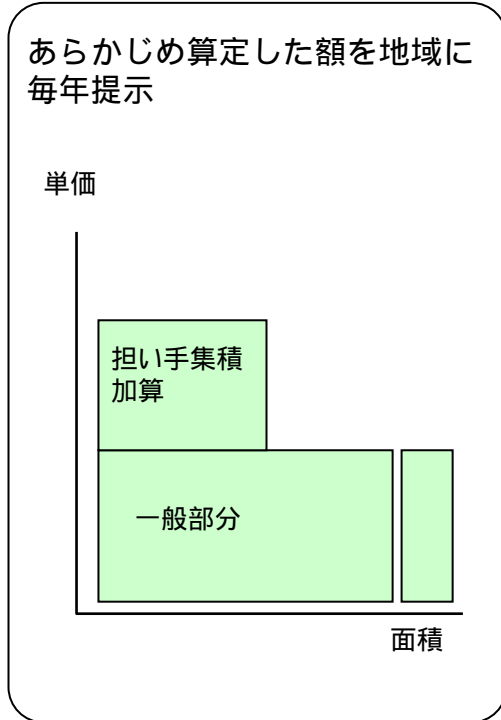
平成19年度～21年度

【交付率：定 額】

【稲作構造改革促進交付金 29,030（0）百万円】

[担当課：総合食料局食料企画課（03-3502-7942（直））]

稲作構造改革促進交付金

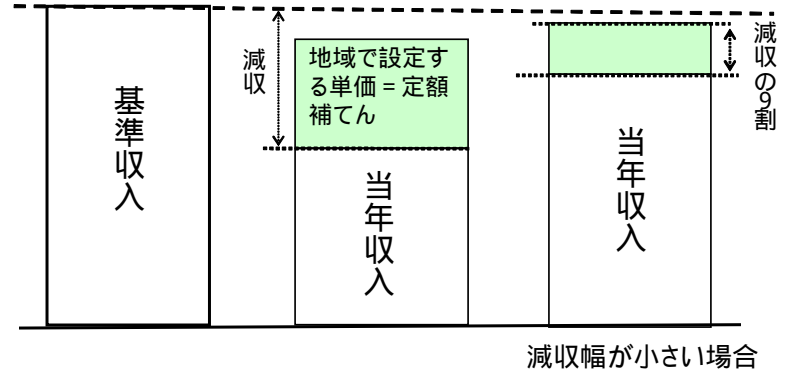


活用方法は、地域の創意工夫により右のいずれかを地域で選択（一部の融通も可）

生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

【米価下落に応じた支払】

- ・生産者抛出なし
- ・補てんの単価は地域で設定。
- ・基本は、あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん。ただし、減収幅が小さい場合は、減収の9割まで。



【転作部分や担い手育成等への助成】

- ・地域であらかじめ取り決めることにより、産地づくりとして転作部分や担い手育成等に使用できる。
- ・担い手集積加算を産地づくりに融通する場合は、担い手育成に活用。

耕畜連携水田活用対策事業（拡充）

【平成19年度概算決定額：5,404（6,208）百万円】

対策のポイント

地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援する事業を創設します。これにより、水田における効果的な飼料作物の生産振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

（耕畜連携とは）

- ・水田を所有する耕種農家と畜産農家の連携を今まで以上に強化することにより「牛 - 草 - 土」の循環による持続的な飼料生産体系、資源循環型畜産を構築します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度）

35%（平成27年度）

< 内容 >

1. 事業内容

生産振興助成（地域の創意工夫を活かした飼料生産の取組への支援）

生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興を支援します。例えば、地域における水田飼料作物生産に係る調整活動、排水条件の改良等生産条件を改善するための簡易な基盤整備や細断型ロールベアラー等の高性能機械導入等の取組を支援します。

取組面積助成（地域の水田状況に応じた飼料作物作付への支援）

地域の創意工夫により設定した単価に基づいて、稲発酵粗飼料など地域の水田状況に適した飼料作物の生産や肉用牛放牧等の取組を支援します。

2. 事業実施主体

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

3. 補助率

1の：定額 1/2以内

1の：定額

[担当課：生産局畜産部畜産振興課]

担い手経営革新促進事業（新規）

【平成19年度概算決定額：7,100(0)百万円】

対策のポイント

更なる経営発展をめざす意欲的な担い手には、品目横断的経営安定対策による支援に加え、規模拡大等に向けた経営革新のための取組に対する支援を行います。

（効率的かつ安定的な農業経営とは）

- ・ 他産業並みの労働時間で他産業と遜色ない所得を得られる経営を指します。
- ・ 水田作、畑作の土地利用型農業において、他産業並みの所得を確保するためには、特に、経営規模の拡大が重要となります。

主たる従事者1人当たり530万円の所得が確保できる経営規模（試算）

畑作：4年輪作 25 ha

水田作：個別経営・1年2作 10 ha 集落営農・2年3作 40 ha

品目横断的経営安定対策加入の経営規模要件

個人・法人：原則として4 ha（北海道は10 ha）以上

集落営農組織：原則として20 ha以上

政策目標

担い手の育成・確保

<平成17年>

認定農業者 約20万

集落営農 約1万

<農業構造の展望（平成27年）>

効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万

効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

<内容>

1. 経営革新モデルの実践に対する支援

稲・麦・大豆など複数の作物を組み合わせた経営の中で、新しい技術を導入しつつ、農地と農業機械の効率的な利活用やそれぞれの作物に対する労働力配分の合理化などの経営革新に取り組む担い手に対し、地域におけるモデル経営としての実践経費を支援します。

2. 麦・大豆などの新規作付けに対する支援

担い手が、良品質な農産物を効率的に生産するための取組を進めながら、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応により、麦・大豆などの作付けを拡大する場合、拡大部分に対し、経営安定が図られる水準の支援を行います。

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～21年度】

【交付率：定額】

[担当課：経営局経営政策課（03-3502-5601（直））]

担い手経営革新促進事業

品目横断的経営安定対策加入者の更なる経営発展を促進するため、都道府県の担い手育成総合支援協議会が策定した担い手経営革新促進計画に基づき、規模拡大や対象品目の生産集約に資する経営革新の取組を支援します。

都道府県担い手育成総合支援協議会

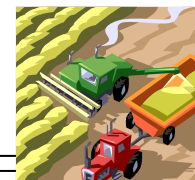
担い手経営革新計画

- ・ 担い手が目指すべき理想的な経営の姿
- ・ 導入・普及を推進すべき新技術の内容
- ・ 麦・大豆等の生産目標と担い手への集約方針・計画 等



モデル経営体を設定し、大規模土地利用型農業に相応しい新技術を組み合わせた経営革新の取組効果を実証

理想的な経営の姿を目指して規模拡大等を図る担い手に対し、麦・大豆等の作付拡大に対する支援を実施



担い手に対する支援の内容

1 経営革新モデルの実践

モデルとなった担い手に対し、実証経費を支援します。



< 経営革新モデルの要件 >

- ・ 複数作物を組合せた経営を行うこと
- ・ 担い手経営革新促進計画に示された技術を組み合わせ、労働力配分の合理化、土地利用の合理化、資本装備の最適化に取り組むこと 等

2 特定対象農産物の生産支援

麦・大豆等の作付拡大分について、過去の生産実績がない場合、生産コストの一部を支援します。

対象品目 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

対象者

農外からの新規参入

米の生産調整強化への対応

経営規模の拡大

これらによって作付を拡大した者であって、所要の要件を満たす者



< 支援の要件 >

- ・ 担い手経営革新計画に示された新技術を導入すること
- ・ 播種前契約の締結等、需要に応じた生産を実施していること
- ・ 生産物の品質について、上位区分の占める比率が農協等の出荷単位の概ね平均以上であること(の場合は除く) 等

これらの支援を受けるためには、品目横断的経営安定対策への加入が必要です。